

【件名】

第 10 期中野区区民公益活動推進協議会の最終答申及び今後の方向性について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

区は、令和 6 年 6 月 1 日付で、第 10 期中野区区民公益活動推進協議会（以下、「協議会」という。）に諮問していたところである。この度、令和 8 年 3 月 22 日付で協議会から最終答申を受けたので、答申報告及び今後の方向性について報告する。

1 最終答申について

（1）【諮問事項 1】区民公益活動を行う団体への資金の助成、その他区民公益活動の推進に関する事項の審議について

◆専門人材による団体運営支援

○持続可能な団体運営の促進に向けて、社会・地域課題に即した事業設計について、専門人材の知識の浸透が有用である。また、他団体との連携や交流促進及び運営支援の実施にあたり、団体支援等の知識・ノウハウを有する人材の確保が望ましい。

◆情報共有・事業共創の場の創出

○団体間連携を基礎に区及び中間支援組織のネットワークを活用し、情報共有・事業共創の場として発展させることが必要である。また、公益活動を行う団体に限らず様々な組織が参画することで、多様な共創事業の創出が望まれる。当該運営は区と社会福祉協議会が連携して担うことが望ましい。

◆効果的な支援体制の構築

○運営にあたっては、専門的知見を持つ顧問アドバイザー等の設置も有用であり、他自治体の事例を研究し、効果的な支援体制の構築が肝要である。

（2）【諮問事項 2】基金から区民公益活動を行う団体への助成審査について

①チャレンジ基金のあり方について

◆基金寄付の促進

○基金への寄付促進に向けて、企業への継続的な寄付を依頼するとともに、社会的意義やメリットを明確に示し、寄付者に対しては成果や活用状況を丁寧にフィードバックし、信頼関係を構築することで持続的な支援につなげる必要がある。

◆チャレンジ基金助成の課題解決（認知度向上・適切な支援体制の構築）

○チャレンジ基金助成の認知度向上に向け、関係機関と連携した広報活動を工夫して周知を強化する必要がある。また、地域特性を踏まえた専門員の活用や相談体制の整備により、新規団体・立ち上げ期の団体が参加しやすい仕組みを整える必要がある。

②業務委託の提案制度のあり方について

◆業務委託提案制度の廃止

○業務委託提案制度は令和7年度末で廃止と判断されたい。今後は各事業所管において地域課題や事業特性に応じた対応を一層推進する必要がある。

2 今後の方向性

【諮問1】については、最終答申を踏まえ、団体間連携を基礎とした情報共有・事業共創の場の形成に向け、区及び中野区社会福祉協議会が連携し、研修会及び交流会を実施し、これを基礎に団体間のネットワークを構築していく。また、団体支援のための専門人材の確保について調査・研究を進めていく。

【諮問2】①については、企業への制度の周知により、基金寄付の促進を図るとともに、新規団体・立ち上げ期の団体も参加しやすい相談体制を整備していく。②については、答申及びこの間の各所管での取組や実績等に鑑み、廃止とする。

3 今後のスケジュール

令和8年7月～

- ・HP等で業務委託提案制度の廃止を周知
- ・情報共有・事業共創の場の形成に向けた研修会等の実施
- ・チャレンジ基金制度の周知等